

主な個別間接税の課税物品との比較 (酒税の保全、酒類の社会的管理の観点から)

1 租税収入等

区 分	酒 類 (酒税)	たばこ (たばこ税)	ガソリン (揮発油税・地方道路税)
租税収入 (平成12年度)	181 億円	115 億円	307 億円
製造場数 (" 12年度末)	うち国産 176 億円 (免許制) 3,300 場	うち国産 86 億円 (J.Tのみ) 1 者	296 場
卸売者数 (" 12年度末)	11事業年度 { " } 1,278 者	(登録制) 459 者	不明
小売場数 (" 12年度末)	一般酒販店 (") 149,329 場	(許可制) 店舗数 306,520 場	(登録制) 53,704 場

(注) 期限付を除く、小売ができる全ての
免許場数：189,909 場

(注) 他に地方たばこ消費税が同額ある。

(注) 輸入は僅少

2 商品特性等

区 分	酒 類	たばこ	ガソリン
商 品 特 性	日用品 嗜好品、致酔性、刺激性	日用品 嗜好品、刺激性	日用品 危険物
原 材 料	農産物 (国産品と輸入品が競合 米等を 除き輸入品の割合が高い)	農産物 (国産品と輸入品が競合)	殆どが輸入品
ア イ テ ム 数 等	非常に多い 重く高張る 多様な容器	多い 小型軽量	少ない (メーカー別を除く) 重く高張る
流 通 量 (" 12 年 度)	(課税数量) 10,015 千kl	(課税本数) 3,269 億本	(課税数量) 57,134 千kl

3 社会的な影響

区 分	酒 類	たばこ
未 成 年 者 問 題 道 路 ・ 交 通 問 題 そ の 他 の 警 察 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者飲酒禁止法 ・ 道路交通法、道路法 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ・ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者喫煙禁止法
リ サ イ ク ル 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法 ・ 消防法 	

4 業法等

区 分	酒 類	たばこ	ガソリン
法 律 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 ・ 清酒製造業等の安定に関する特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ事業法 ・ 日本たばこ産業株式会社法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油業法 ・ 揮発油等の品質の確保等に関する法律